

法務省人定訓第 1 号

本省局 部 課 長
所 管 各 庁 の 長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 30 日

法務大臣 古 川 禎 久
(公印省略)

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表を次のように改める。

区		分	定 員	備 考
本 省	内 部 部 局	大 臣 官 房	396 人	1 事務次官 1 人 及び秘書官 1 人 を含む。 2 うち、62 人 は、司法法制部 の定員とし、司 法法制部の定員 のうち、6 人 は、国立国会図 書館支部法務図 書館の定員とす る。
		民 事 局	99 人	
		刑 事 局	68 人	

	矯正局	86人	
	保護局	50人	
	人権擁護局	28人	
	訟務局	90人	
	小計	817人	
施設等 機 関	法務総合研究所	84人	
	矯正研修所	85人	うち、24人は、 支所の定員とする。
	刑務所、 少年刑務所 及び拘置所	19,692人	
	少年院	2,367人	
	少年鑑別所	1,144人	
	婦人補導院	2人	
	小計	23,374人	
地方支 分部局	法務局及び 地方法務局	8,918人	
	矯正管区	308人	
	地方更生 保護委員会	316人	
	保護観察所	1,512人	
	小計	11,054人	

	検 察 庁		11,863人	
	本 省 計		47,108人	
出入国 在 留 管理庁	内部部局		139人	長官1人、次長1人、審議官2人及び参事官2人を含む。
		出入国管理部	58人	
		在留管理支援部	94人	
		小 計	291人	
	施設等 機 関	入国者収容所	252人	
	地方支 分 部 局	地方出入国 在 留 管 理 局	5,638人	
	出入国在留管理庁計		6,181人	
公 安 審 査 委 員 会	内部部局	事 務 局	4人	
公 安 調 査 庁	内部部局	総 務 部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調 査 第 一 部	128人	
		調 査 第 二 部	170人	
		小 計	379人	
	施設等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所	8人	

	地方支 分部局	公安調査局	1,353人	
	公安調査庁計		1,740人	
法務省合計			55,033人	

附 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 検察庁の定員は、この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
検 察 庁	令和4年12月31日までの間	11,870人